

### 区が災害対策即応本部を設置し、区立小・中学校に高台水害対応避難場所の開設が決定された場合

**全校・全園において休校・休園** \*休校・休園の期間は、避難場所を開設し、閉鎖後、教育活動再開の環境が整うまでとする。

〔教育委員会事務局・学校の対応〕

【休校・休園について】

○教育政策課は、休校・休園について学校連絡メール配信システムで保護者へ連絡する。

○教育指導課は、休校・休園について区ホームページに掲載する。

○学校・園は、休校・休園について学校ホームページ等で保護者へ連絡する。

【学校・園の再開について】

原則、避難所を閉鎖し、教育活動再開の環境が整い次第再開とする。

○教育政策課は、再開について学校連絡メール配信システムで保護者へ連絡する。

○教育指導課は、再開について区ホームページに掲載する。

○学校・園は、再開について学校連絡メール配信システム等で保護者へ連絡する。

### 高台水害対応避難場所が開設されず、前日までに風水（雪含む）害の対応が必要な場合

#### 第1判断【前日】

JRの計画運休

**ア 前日のJRの発表で、台風等対応の当日の計画運休が始発から14時までの間に開始される場合**

**全校・全園において休校・休園**

\*当日、午前6時の時点によらない。

**イ ア以外の場合**

第2判断とし、当日の状況も踏まえ、教育委員会が判断する。

〔教育委員会事務局・学校の対応〕

○教育政策課は、休校・休園の場合は、前日中に学校連絡メール配信システムで保護者へ連絡する。

○教育指導課は、休校・休園について前日中に区ホームページに掲載する。

○学校・園は、休校・休園について前日中に学校ホームページ等で保護者へ連絡する。

\* JRは、京浜東北線かつ埼京線とする。この両線の計画運休が同時に行われ、北区内の両線の全駅が計画運休路線に含まれている場合とする。京浜東北線、埼京線がどちらか一方が動いている場合は、本条件には当てはまらない。

\* 台風等対応の当日、天候等が安定したのち各学校で教職員が揃い対応可能で、各家庭のやむを得ない事情により児童を自宅におけないなどの場合は、学校は相談にのり、例えば学校の教室であずかるなど、できる限りの対応をすること。

#### 第2判断【当日】

JRの計画運休なし

当日、午前6時の時点

**ア 北区において、「特別警報（大雨・暴風・大雪、暴風雪等）」が発令**

**イ 北区において、「暴風警報」又は「暴風雪警報」が発令**

**ア、イ以外**

\*「大雨警報」や「強風注意報」は、全校・全園を休校・休園とはしない。

**全校・全園において休校・休園**

**学校・園において判断**

- 留意点
- ・サブファミリー内情報共有
- ・地理的環境
- ・幼児・児童・生徒の発達段階や家庭環境

〔教育委員会事務局・学校の対応〕

○教育政策課は、午前6時の時点での判断でア、イの場合、学校連絡メール配信システムで保護者へ連絡する。

○教育指導課は、午前6時の時点での判断を区ホームページに掲載する。

○学校・園は、午前6時の時点での判断でア、イ以外の場合、学校連絡メール配信システム等で保護者へ連絡する。

\*「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が、その日のうちに途中で解除されても、全校・全園における休校・休園の対応は変更しない。部活動等、学校・園が主体の教育活動も中止とする。

\* 地震も含め、天候変更等による天変地異により「特別警報」が発令されるなどし、上記以外の対応が必須の場合は、教育委員会事務局と校園長会とで協議した上での判断を、全校園長宛て電話又は電子メール（携帯電話等含む）等で連絡します。